参考資料１

半高山古戦場及び横平山古戦場の植生調査報告

熊本県博物館ネットワークセンター　稲葉一文

１　調査場所

植生調査対象場所は、半高山古戦場及び横平山古戦場の山林部分で、下図の通りである。

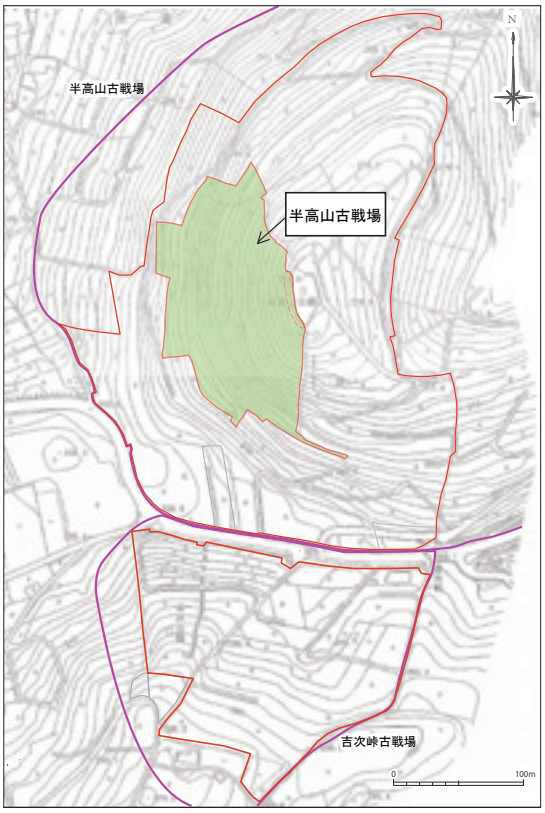

図１　半高山古戦場（玉東町原倉字半高）

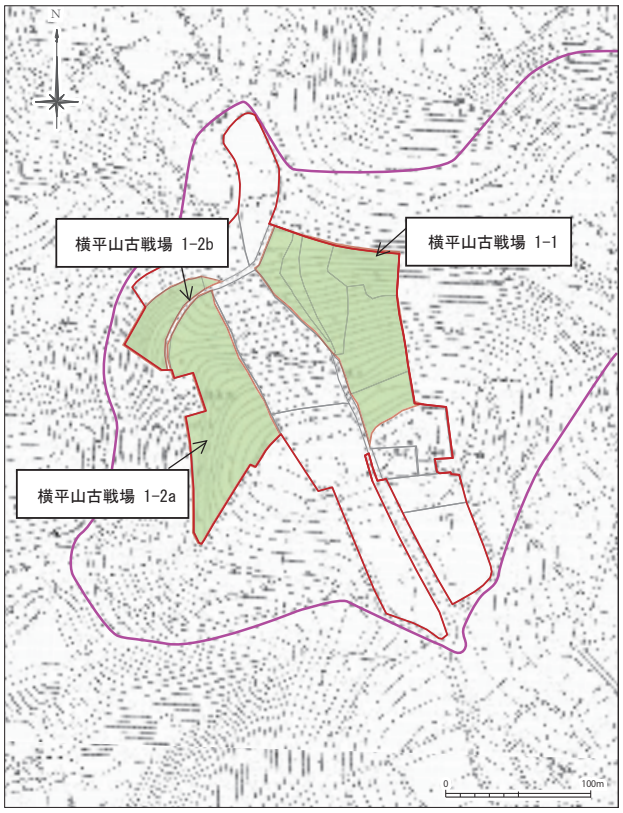

図２　横平山古戦場（玉東町二俣字峠）

２　調査結果

(1) 半高山古戦場（写真１、２、３）

①植生

・高層植物（10m以上の植物）

アラカシ、クスノキ、コナラ、コジイ、シロダモ、センダン、ホルトノキ、タブノキ、クリ、クヌギ、サクラ等

・中層植物（５m以上～10m以下の植物）

ハゼノキ、ネズミモチ、ヒサカキ、トベラ、サザンカ（写真５）、カキ、アカメガシワ、イヌビワ等

・低層（１m以上～５m以下の植物）

タラノキ、ナンテン、ハリギリ（幼木）、ムベ、テイカカズラ等

・草本植物

ツワブキ（写真６）、オオカグマ、ジャノヒゲ、メダケ、クズ、クサイチゴ、ホウチャクソ

ウ、サルトリイバラ等

②評価

半高山古戦場の植生は、スギ、ヒノキ及びクリ等の植林が無く、北部が高層をアラカシ、スダジイが優先し、南部はホルトノキやシロダモが優先する。中層はネズミモチ、ヒサカキ、トベラ、サザンカ等が群生している（写真４）。林床には、オオカグマやジャノヒゲが林縁近くにはツワブキ（写真６）、ホウチャクソウ等が点在している。

写真１　半高山古戦場（西側）

写真２　半高山古戦場（頂上付近）

写真３　半高山古戦場（頂上付近）

写真４　半高山古戦場
ネズミモチ、サザンカ、ヒサカキ等の群生状況

写真５　半高山古戦場
サザンカの花（自生か植林か不明）

写真６　半高山古戦場
ツワブキの群生状況

（2）横平山古戦場１－１（写真７）

①植生

・高層植物（10m以上の植物）

アラカシ、クスノキ（写真11）、コナラ、ヤブニッケイ、コジイ、シロダモ、センダン、スギ、マダケ（写真10）等

※頂上付近　テーダ松（写真12 アメリカ東南部原産）、ヤマモモ、サクラ、ヒノキ（写真13）

・中層植物（５m以上～10m以下の植物）

ハゼノキ、カナメモチ、モチノキ、アカメガシワ、イヌビワ等

・低層（１m以上～５m以下の植物）

アオキ、ナンテン、ツタ（写真９）等

・草本植物

オオカグマ（写真８）、オニヤブソテツ、オオカナワラビ、フモトシダ、ヤブラン、ヤブミョウガ、イノコヅチ、クズ、ヤマノイモ、ヌスビトハギ、チジミザサ等

②評価

横平山古戦場１－１の植生は、斜面下部にスギの植林、斜面上部にマダケの群生が見られた。

高層は主にアラカシやクスノキ、コジイが優先し、中層にモチノキやイヌビワ等が自生している。林床にはオオカグマやオニヤブソテツ等が自生するが個体数は少ない。林縁には、ヤマモモ、アカメガシワ、ハゼノキ等や上記の草本植物が自生する。

写真７　横平山古戦場１－１
北側登り口

写真８　横平山古戦場１－１
オオカグマ群生状況（シダ植物）

写真９　横平山古戦場１－１
ツタ（つる性木本植物）

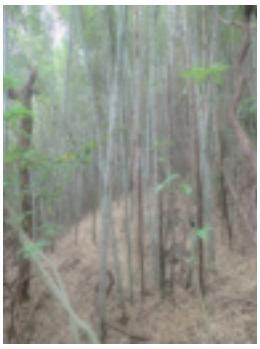

写真10 横平山古戦場
１－１　斜面上部のマダケの群生

写真11 横平山古戦場
１－１　クスノキ

写真12 横平山古戦場
１－１（山頂）テーダマツ

写真13 横平山古戦場
１－１（山頂）ヒノキ

(3) 横平山古戦場１-2a、１-2b（写真14、15）

①植生

・高層植物（10m以上の植物）

アラカシ（写真19）、クスノキ（写真17、21）、コナラ、コジイ、クヌギ（写真20、21）、クリ、スギ、ヒノキ（写真22）等

・中層植物（５m以上～10m以下の植物）

ハゼノキ、ネズミモチ、ヒサカキ、アカメガシワ、イヌビワ、キンモクセイ、カキ、ヤマモモ等

・低層（１m以上～５m以下の植物）

アオキ、ナンテン等

・草本植物

オオカグマ、フモトシダ、ヤブラン等

②評価

横平山古戦場１-2a の植生は、斜面中部から上部に栗の植栽が見られた。高層は主にアラカシ、クスノキ、コナラ等が優先し、中層にネズミモチ、ヒサカキ等の群生（写真16）が見られた。林床にはオオカグマ、フモトシダ、ヤブラン等が点在している。横平山古戦場１-2b の植生は、ヒノキ（多い）、スギ（少ない）が植林されている他は１-2a とほぼ同様である。

写真14 横平山古戦場１-2a
北側登り口付近

写真15 横平山古戦場１-2b
北側登り口付近

写真16 横平山古戦場１-2a
ヒサカキ等の群生

写真17 横平山古戦場
１-2a クスノキ

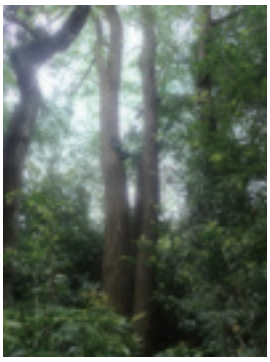

写真18 横平山古戦場
１-2a クスノキ

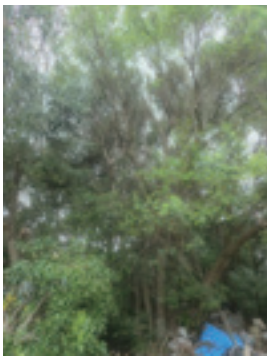

写真19 横平山古戦場
１-2a(山頂)アラカシ

写真20 横平山古戦場
１-2a(山頂)クヌギ

写真21 横平山古戦場１-2a
(西側)クスノキとクヌギ

写真22 横平山古戦場１-2b
ヒノキの植林状況

3 まとめ

今回、植生調査を行った横平山古戦場及び半高山古戦場の２地域は、両者共周りがカンキツ類を中心とした常緑果樹が植栽されている果樹園に囲まれている。植生的には両者共、ヤブツバキクラス域に属し、クヌギ・コナラ類の落葉樹とシイ・カシ類の常緑樹が混在する広葉樹林で、昔に植林されたと考えられるクスノキが点在している。半高山古戦場で確認されたサザンカについては、野生のものか、それとも観賞用として植林させたものが野生化しているのかは不明であるが、ヒノキやスギ等の植林が行われていないためホルトノキ群落の半自然植生がわずかに残されていて、貴重な地域だと考える。

参考資料２

関係法令

文化財保護法

(昭和25(1950)年５月30日法律第214号　最終改正：平成26(2014)年６月13日法律第69号)

第109条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

第113条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

第115条　第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

第125条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第168条　次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

１　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

２　所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

３　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

２　各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

文化財保護法施行令

(昭和50(1975)年９月９日政令第267号　最終改正：平成27(2015)年３月18日政令第74号)

第５条　（中略）

４　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第１号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

１　次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停

止命令
イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で３月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
ロ　小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第百号）第８条第１項第１号の第１種低層住居専用地域又は第２種低層住居専用地域におけるもの
ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ　法第115条第１項（法第120条及び第172条第５項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
ホ　埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
ヘ　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
ト　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
チ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
リ　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

玉東町西南戦争遺跡保存管理計画検討委員会設置要綱

（平成26年(2014) ３月17日　教委告示第１号）
（設置）
第１条　国指定史跡西南戦争遺跡（以下「史跡」という。）の保存、整備活用及び管理運営の基本方針となる保存管理計画を策定するために、玉東町西南戦争遺跡保存管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（職務）
第２条　委員会は、史跡の保存、整備活用及び管理運営の基本方針となる保存管理計画を策定するために必要な事項について、協議及び検討を行うものとする。
（委員）
第３条　委員会は、文化財の保存及び整備活用に関し専門性を有する６名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第４条　委員会に委員長及び副委員長を各１名置く。

２　委員長及び副委員長は、委員会において委員が互選する。

３　委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第５条　委員会は、会議の議事を円滑に進めるために第３条に掲げる委員のほか、文化庁文化財部記念物課調査官及び熊本県教育庁教育総務局文化課等職員の出席を依頼する。

２　オブザーバーの会議出席に必要な経費については、町が支出するものとする。

(会議)

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会の会議は、委員会の半数以上が出席しなければ開催できない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第７条　委員長は、委員会の会議において必要とするときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第８条　委員会の事務局は、教育委員会社会教育課内に置く。

(委任)

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成26(2014)年４月１日から施行する。

(この要綱の失効)

２　この要綱は、平成28(2016)年３月31日限り、その効力を失う。